

栃木県廃棄物処理に関する指導要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 立地基準（第6条）
- 第3章 事前協議等（第7条－第29条）
- 第4章 工事完了報告書（第30条）
- 第5章 構造及び維持管理基準等（第31条－第35条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「共同命令」という。）に定めるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物の処理 廃棄物の分別、保管、収集、運搬、中間処理（埋立処分及び海洋投入処分以外の処分をいう。以下同じ。）、再生及び埋立処分をいう。
- (2) 事業者 事業活動に伴って生じた廃棄物を排出する事業者をいう。
- (3) 委託処分業者 省令第2条の3第1号に掲げる者のうち、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（焼却施設に限る。）、指定処理施設又は最終処分場において廃棄物の処理を行うものをいう。
- (4) 再生利用業者 省令第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者をいう。
- (5) 収集運搬業者 法第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (6) 中間処理業者 廃棄物の中間処理を業として行うため、法第7条第6項、第7条の2第1項、第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (7) 最終処分業者 廃棄物の埋立処分を業として行うため、法第7条第6項、第7条の2第1項、第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定によ

る許可を受けた者をいう。

- (8) 処理業者 委託処分業者、収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者をいう。
- (9) 積替保管施設 収集運搬業者が設置する産業廃棄物の保管をするための施設をいう。
- (10) 中間処理施設 廃棄物の処理を行うための施設のうち、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）及び産業廃棄物の中間処理を行うためのものをいう。
- (11) 最終処分場 廃棄物の処理を行うための施設のうち、廃棄物の埋立処分を行うための次に掲げるものをいう。
 - ア 一般廃棄物処分場（一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所（政令第5条第2項に規定する水面埋立地にあつては、同項の規定により環境大臣が指定する区域に限る。）をいう。）
 - イ シャ断型処分場（政令第6条の4第1項第3号イ1から6までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。）
 - ウ 安定型処分場（政令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）の埋立処分の用に供される場所（政令第5条第2項に規定する水面埋立地を除く。）をいう。）
 - エ 管理型処分場（イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（以下「管理型産業廃棄物」という。）の埋立処分の用に供される場所（政令第5条第2項に規定する水面埋立地にあつては、政令第7条第14号ハの規定により環境大臣が指定する区域に限る。）をいう。）
- (12) 再生利用施設 再生利用業者が設置する廃棄物の再生利用を行うための施設をいう。
- (13) 関係地域 別表第1に定める区域を含む自治会等の区域であつて、第10条第1項の規定により知事が決定した区域をいう。
- (14) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 当該団体の区域内に存する世帯の4分の3以上の世帯が加入している団体
 - イ 協議者が第8条第1項の規定に基づき事業計画書を提出する際に存在する団体（住宅団地の造成等による居住者の著しい増加に伴い、第15条第1項の規定に基づき、協議者が事前協議書を提出するまでに組織された団体を含む。）
- (15) 処理施設 廃棄物の処理を行うための施設のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 事業者が事業場（廃棄物を排出する事業場に限る。以下同じ。）と同一の敷地以外の場所に設置する中間処理施設及び最終処分場
 - イ 処理業者が設置する積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場
 - ウ 再生利用施設
- (16) 指定処理施設 処理施設（最終処分場を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理（焼却を除く。）を行う施設
 - イ 焼却施設（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）、燃え殻及びばいじんの熔融施設その他廃棄物の処理に伴い相当量の排ガスを排出する施設として知事が別に定めるもの
 - ウ 廃棄物の処理に伴い相当量の排水を公共の水域に放流し、又は地下に浸透させる施設として知事が別に定めるもの

- (17) 協議者 処理施設の設置若しくはその構造若しくは規模の変更（以下「設置等」という。）をしようとする者又は処理施設における事業の範囲を拡大しようとする者をいう。
- (18) 埋立処理施設 栃木県汚染土壌処理に関する指導要綱（平成21年10月22日付け公告。以下「汚染土壌処理要綱」という。）第2条第8号に規定する埋立処理施設をいう。

（事業者等の責務）

第3条 事業者、再生利用業者及び処理業者は、廃棄物の処理を行う際には、法、政令、省令及び共同命令のほか、この要綱を遵守するものとする。

- 2 事業者、再生利用業者及び処理業者は、廃棄物の処理について、処理施設に係る周辺地域の生活環境に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずるとともに、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、適正な廃棄物の処理を推進するため、事業者、再生利用業者及び処理業者の指導監督に努めるものとする。

- 2 県は、定期的に廃棄物の排出量及び処理処分状況等について調査を行い、県内の廃棄物の状況の把握に努めるものとする。

（市町村との連携及び協力）

第5条 県は、市町村と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、廃棄物行政を推進するものとする。

第2章 立地基準

（最終処分場の設置等に係る距離制限）

第6条 事業者及び処理業者は、次に掲げる最終処分場又は埋立処理施設の用に供する土地からの距離が1キロメートル以内の範囲に最終処分場（処理施設であるものに限る。次項において同じ。）の設置等をしないものとする。

- (1) 既に設置されている最終処分場（知事が事実上閉鎖していると認めたものを除く。）のうち、処理施設であるもの
- (2) 既に設置されている埋立処理施設（知事が事実上閉鎖していると認めたものを除く。）
- (3) 第15条第1項の規定により事前協議書が提出されている最終処分場
- (4) 汚染土壌処理要綱第15条第1項の規定により事前協議書が提出されている埋立処理施設
- (5) 地方公共団体が設置を予定している最終処分場又は埋立処理施設のうち、当該地方公共団体によりその設置の計画が公表されているもの
- 2 最終処分場（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限り、知事が事実上閉鎖していると認めたものを除く。）の構造又は規模の変更については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、前項の規定は、適用しない。
- (1) 当該変更後の最終処分場の用に供する土地の面積及び当該変更後の最終処分場の埋立容量が、それぞれ設置した際の当該面積及び当該埋立容量の2倍以下の規模である場合

- (2) 次条第1項の規定による協議を開始する日（以下「協議開始日」という。）までに、当該最終処分場において5年以上の処理実績がある場合
- (3) 事業者又は処理業者が、協議開始日までに、県内において5年以上の処理実績（当該最終処分場と同じ処理方法による最終処分場に係るものに限る。）がある場合
- (4) 事業者又は処理業者が、協議開始日の5年前から第26条第1項の規定による事前協議の終了までの間、法第7条の3の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第7条の4の規定により許可が取り消され、法第9条の2第1項の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第9条の2の2の規定により許可が取り消され、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消され、法第15条の2の7の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第15条の3の規定により許可が取り消され、法第19条の3の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、法第19条の4第1項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、又は法第19条の5第1項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられたこと（他の都道府県知事又は市町村長からこれらの処分を受けた場合を含む。）のない場合
- (5) 事業者又は処理業者が、協議開始日において、当該最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしている場合

第3章 事前協議等

（事前協議）

- 第7条** 協議者は、処理施設の設置等に係る工事に着手する前又は処理施設における事業の範囲の拡大を行う前（当該処理施設における事業の範囲の拡大について法第7条の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可が必要な場合にあつては、当該許可の申請を行う前）に、知事に協議するものとする。ただし、当該処理施設の構造若しくは規模の変更又は当該処理施設における事業の範囲の拡大のうち、知事が認める軽微なものについては、この限りでない。
- 2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、廃棄物処理施設設置等事業計画書（以下「事業計画書」という。）（別記様式第1号）及び廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」という。）（別記様式第2号）を提出することにより行うものとする。
 - 3 第1項ただし書の適用を受けようとする者は、廃棄物処理施設設置等事前協議省略申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（事業計画書の提出）

- 第8条** 協議者は、事前協議を行おうとするときは、処理施設の設置等に係る工事に着手する前（当該処理施設の設置等について法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可が必要な場合にあつては、当該許可の申請を行う前）又は処理施設における事業の範囲の拡大を行う前（当該処理施設における事業の範囲の拡大について法第7条の2第1項、第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可が必要な場合にあつては、当該許可の申請を行う前）に、事業計画書を当該処理施設に係る事務を所掌する環境森林事務所長又は環境管理事務所

長（以下「所長」という。）を經由して、知事に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による事業計画書の提出があったときは、現地調査を行い、当該事業計画書に現地調査結果報告書を添付して、知事に送付するものとする。

（事業計画書に対する市町村長からの意見の聴取）

第9条 知事は、前条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、関係市町村（別表第1に定める区域の存する市町村をいう。以下同じ。）の長に当該事業計画書の写しを送付し、当該処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全上特に配慮が必要とされる事項について、期間を指定して関係市町村の長の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、前項の規定により関係市町村の長の意見を聴いたときは、その旨を協議者に通知するとともに、当該処理施設の設置等又は当該処理施設における事業の範囲の拡大に必要となる関係法令の手続を協議者に示すものとする。

（関係地域等の決定）

第10条 知事は、第8条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該事業計画に係る処理施設について関係地域及び関係住民（関係地域に住所を有する者をいう。以下同じ。）の範囲を決定するものとする。

- (1) 積替保管施設及び中間処理施設のうち、次に掲げる施設の設置等をし、又は当該施設における事業の範囲の拡大をする場合

ア コンクリート、アスファルトその他これらに類するものとして知事が認めた廃棄物の再生のための施設

イ 知事が特に認めた施設

- (2) 物の製造又は加工を行うため設置した施設のうち、5年以上の生産実績のある施設を利用して処理施設を設置する場合

- (3) 事業者が、その廃棄物の処理を行うため自ら設置した処理施設のうち5年以上の処理実績のあるものを利用して、当該事業者以外の者の廃棄物を焼却以外の方法により処理するため、処理施設（最終処分場を除く。）を設置する場合

- (4) 廃棄物以外の物からの選別を行うため設置した施設のうち、5年以上の選別実績があるものを利用して積替保管施設又は中間処理施設を設置する場合

- (5) 工業専用地域内において、処理施設（最終処分場を除く。以下この号及び次号において同じ。）の設置等をし、又は処理施設における事業の範囲の拡大をする場合

- (6) 県、市町村及び栃木県土地開発公社その他の公共的団体の造成した工業団地内において、処理施設の設置等をし、又は処理施設における事業の範囲の拡大をする場合

- (7) 都市施設として都市計画に定められた処理施設の設置等をし、又は都市施設として都市計画に定められた処理施設における事業の範囲の拡大をする場合

- (8) 公害の発生の防止その他知事が適当と認める目的のため処理施設（最終処分場を除く。）の設備を更新する場合（10パーセント以上の処理能力の増加を伴わず、かつ、更新後の処理施設が新たに政令第5条第1項に規定するごみ処理施設又は政令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設とならない場合に限る。）

- 2 知事は、前項の規定による決定をするに当たり、あらかじめ期間を指定して関係市町村の長の

意見を聴くものとする。

- 3 知事は、第1項の規定により関係地域及び関係住民の範囲を決定したときは、その旨を協議者及び関係市町村の長に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第11条 協議者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に、関係住民に対し関係地域(関係地域の近隣の地域を含む。)内において当該事業計画についての説明会を開催するものとする。

- 2 協議者は、説明会を開催しようとする場合において、説明会開催の15日以上前に、関係住民に対し、次に掲げる事項について周知するものとする。

- (1) 協議者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 処理施設の種類及び処理能力
- (3) 処理する廃棄物の種類
- (4) 処理施設の設置場所
- (5) 説明会開催の日時及び場所

- 3 協議者は、説明会の実施に当たり、処理施設の設置等又は処理施設における事業の範囲の拡大に関する計画の概要を平易に記載した書類及び図面(以下「説明書類等」という。)を関係住民に配付するとともに、当該計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。

- 4 知事及び関係市町村の長は、協議者又は関係住民から要請があった場合には、その職員を説明会に立ち合わせることができる。

- 5 協議者は、その責に帰さない事由があると知事が認める場合には、第1項の規定にかかわらず、説明会を開催しないことができる。

- 6 前項の規定により説明会を開催しない場合には、協議者は、説明書類等を関係住民に配付すること等の方法により当該事業計画の内容を関係住民に説明するものとする。

- 7 知事は、事前協議の内容が前条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該事前協議の内容を地域住民に周知すべきと認めるときは、協議者に対し、地域住民への周知のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(関係住民の意見に対する協議者の回答)

第12条 協議者は、説明会が終了した日又は前条第6項の規定により説明書類等を配付した日から30日以内に、関係住民から文書をもって当該計画について意見が述べられ、又は説明を求められたときは、第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に、関係住民に対し文書をもって回答するものとする。

- 2 協議者は、説明会又は説明書類等において、前項の規定による関係住民の意見又は説明の求めに対し、協議者が回答する旨を説明するものとする。

(協議者の努力義務)

第13条 協議者は、前2条に規定する方法以外の方法によっても、当該計画についての地域住民の理解が得られるよう努めるものとする。

(再度説明会の開催)

第14条 知事は、第11条第1項から第6項までの規定による関係住民への説明が十分でないと認める場合には、協議者に対し、説明会を開催するよう指示することができる。

2 協議者は、前項の規定による指示を受けた場合には、説明会を開催するものとする。

3 第11条及び第12条の規定は、前項の規定により説明会を開催する場合について準用する。この場合において、第11条第1項中「協議者は、前条第3項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に」とあるのは「協議者は」と、第12条第1項中「第15条第1項の規定による事前協議書の提出前に、関係住民に対し文書をもって」とあるのは「関係住民に対し文書をもって」と読み替えるものとする。

(事前協議書の提出)

第15条 協議者は、第9条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）に、事前協議書に別表第2に掲げる書類等を添付して、所長を経由して知事に提出するものとする。

(1) 当該処理施設の設置等について法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可が必要な場合 当該許可の申請を行う前であって、かつ、第9条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内

(2) 知事が特別の事情があると認める場合 第9条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して3年以内の期間で知事が別に定める期間

2 所長は、事前協議書及び添付書類がこの要綱の規定に適合するか否かを審査し、適合する場合には、当該事前協議書及び添付書類を知事に送付するものとする。

(隣接地所有者等の同意取得)

第16条 協議者は、第10条第1項各号に掲げる場合を除き、処理施設（再生利用施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）の設置等又は処理施設における事業の範囲の拡大について、次に掲げる者の同意を得るものとする。

(1) 処理施設の敷地に隣接する土地（道路、水路その他の公有地を除く。以下「隣接地」という。）の所有者

(2) 廃棄物の処理に伴う排水がある場合は、当該排水を放流する地点から下流500メートル以内の利水権者

2 協議者は、前項の同意を得るため土地の分筆登記が行われたと知事が認める場合は、当該分筆登記が行われる以前の隣接地の土地所有者の同意を得るものとする。

3 協議者は、第1項の同意を得たときは、知事に別表第3に定める書類を添付して報告するものとする。前項の同意を得たときも、同様とする。

(環境保全協定の締結等)

第17条 協議者は、第10条第1項各号に掲げる場合を除き、処理施設の設置等又は処理施設における事業の範囲の拡大について、関係地域内の自治会等と環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる同意のいずれかを得た場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における、知事の指示する内容による関係住民（世帯主に限る。以下この条において同じ。）の4分の3以上の同意
 - ア 関係地域において、自治会等が存在しない場合
 - イ 協議者が、関係住民に十分な説明を行ったにもかかわらず、協議者の責めに帰さない事由により協定の締結ができないと知事が認める場合
- (2) 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合における、知事の指示する内容による関係住民の2分の1を超える同意
 - ア 協議者が、関係住民に十分な説明を行ったにもかかわらず、協議者の責めに帰さない事由により前号の同意を得ることができないと知事が認める場合
 - イ 協議者が、事前協議書を提出するまでに、県内において3年以上の処理実績のある処理施設を設置している場合であって、当該処理施設と同じ処理方法による処理施設を設置しようとする場合
 - ウ 協議者が、事前協議書を提出した日の3年前から第26条第1項の規定による事前協議の終了までの間、法第7条の3の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第7条の4の規定により許可が取り消され、法第9条の2第1項の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第9条の2の2の規定により許可が取り消され、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消され、法第15条の2の6の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第15条の3の規定により許可が取り消され、法第19条の3の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、又は法第19条の4第1項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられたことのない場合
 - エ 協議者が、現に設置している処理施設に関し、関係住民等との間で協定等を締結している場合
 - オ 協議者が、事前協議の対象である処理施設に起因する事故等に係る損害を賠償する能力を有する場合（損害保険への加入等の措置を講ずる予定である場合を含む。）
- 2 協議者は、前項本文の規定による協定を締結し、又は前項ただし書の規定による同意を得たときは、別表第4に定める書類を添付して、知事に報告するものとする。
- 3 協議者は、次の各号のいずれにも該当する場合において、第1項の規定による協定の締結が困難であると知事が認めたときは、同項の規定にかかわらず、協定の締結を要しないものとする。
 - (1) 協議者が、事前協議書を提出した日の5年前から第26条第1項の規定による事前協議の終了までの間、法第7条の3の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第7条の4の規定により許可が取り消され、法第9条の2第1項の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第9条の2の2の規定により許可が取り消され、法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により事業の全部若しくは一部の停止を命じられ、法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定により許可が取り消され、法第15条の2の6の規定により改善を命じられ、若しくは施設の使用の停止を命じられ、法第15条の3の規定により許可が取り消され、法第19条の3の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられ、又は法第19条の4第1項の規定により必要な措置を講ずべきことを命じられたことのない場合

- (2) 協議者が、事前協議の対象である処理施設に起因する事故等に係る損害を賠償する能力を有する場合（損害保険への加入等の措置を講ずる予定である場合を含む。）
- (3) 知事が次条の規定によるあっせんを行った場合において、協議者が当該処理施設の設置等又は当該処理施設における事業の範囲の拡大についての関係住民の理解を得るために知事が相当と認める措置を講じているにもかかわらず、第1項本文の規定による協定の締結又は同項ただし書の規定による同意の取得がなされない状態が知事が相当と認める期間継続している場合

（あっせん）

第18条 知事は、協議者又は関係住民から処理施設の設置等又は処理施設における事業の範囲の拡大についての意見の調整の申出があった場合において、必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の規定によりあっせんを行う場合は、関係市町村の長に協力を求めるものとする。

（事前協議書等に対する市町村長からの意見の聴取）

第19条 知事は、第15条第1項の規定による事前協議書の提出があったときは当該事前協議書の写しを、第25条の規定による書類の提出があったときは当該書類の写しをそれぞれ関係市町村の長に送付し、次に掲げる事項について、当該関係市町村の長の意見を聴くものとする。

- (1) 土地利用計画上の問題の有無
- (2) 生活環境の保全上の問題の有無
- (3) その他当該関係市町村の事務に係る事項の問題の有無

（協議会の設置）

第20条 知事は、事前協議並びに法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項及び第15条の2の6第1項の規定による許可の申請の内容が法、政令、省令、共同命令その他の関係法令の規定に適合するかどうかを審査するため、栃木県廃棄物処理施設等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（専門委員会からの意見の聴取）

第21条 知事は、第15条第1項の規定による事前協議書の提出があった場合において、当該事前協議書が指定処理施設の設置等（法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を必要とする場合を除く。）又は指定処理施設における事業の範囲の拡大に係るものであるときは、次に掲げる事項について、知事が別に定める栃木県廃棄物処理施設専門委員会（以下「専門委員会」という。）の意見を聴くものとする。

- (1) 当該処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮の有無
- (2) 前号に規定する適正な配慮を継続して行うに足りる協議者の経理的基礎及び経営計画の有無
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請に係る申請書及び第25条の規定による書類の提出があった場合において、当該申請

書及び書類が指定処理施設に係るものであるときにあっては前項各号に掲げる事項について、焼却施設（指定処理施設を除く。第26条において同じ。）又は最終処分場に係るものであるときにあっては前項第2号及び第3号に掲げる事項について、それぞれ専門委員会の意見を聴くものとする。

（事前協議終了前の変更）

第22条 協議者は、第26条第1項の規定による事前協議の終了までの間、事前協議の一部を変更することができる。

2 前項の規定により事前協議の一部を変更しようとする場合においては、第7条から前条までの規定を準用する。ただし、当該変更前の手続の状況に応じ知事が適当と認める場合は、第7条から前条までの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

（事前協議の取下げ）

第23条 協議者は、事業計画書又は事前協議書を取り下げようとする場合は、事前協議取下書（別記様式第6号）により知事に届け出るものとする。

2 前項の規定により事前協議書が取り下げられた場合は、当該事前協議書に係る事業計画書は取り下げられたものとみなす。

3 知事は、協議者と関係住民との調整の状況等から必要と認める場合には、協議者に対し事前協議書の取下げを指導することができる。

4 知事は、提出から3年を経過し、かつ、第16条第3項の規定による報告又は第17条第2項の規定による報告がない事前協議に係る事前協議書は取り下げられたものとみなすことができる。

5 知事は、前項の規定により当該事前協議書を取り下げられたものとみなした場合は、協議者にその旨を通知するものとする。

（許可申請書の提出の承認）

第24条 知事は、第15条第1項の規定により提出された事前協議書が法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を必要とする処理施設の設置等に係るものである場合において、第19条の規定による関係市町村の長からの意見の聴取及び第20条の規定による協議会の審査の結果を踏まえ、協議者が当該処理施設の設置等について法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の5第1項の規定による許可の申請を行うことが適当と認めるときは、当該許可の申請に係る申請書の提出を承認するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出を承認したときは、その旨を協議者に通知するものとする。

（許可申請書に併せて提出することを要する書類）

第25条 前条第2項の規定による通知を受けた協議者は、法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可の申請に係る申請書を提出しようとする場合は、当該申請書の提出に併せて別表第5に掲げる書類を所長を経由して知事に提出するものとする。

(事前協議の終了)

第26条 知事は、次の各号のいずれにも該当する場合において、第19条の規定による関係市町村の長からの意見の聴取、第20条の規定による協議会の審査及び第21条第1項又は第2項の規定による専門委員会からの意見の聴取（当該事前協議が指定処理施設、焼却施設又は最終処分場に係るものである場合に限る。）の結果を踏まえ、処理施設の設置等又は処理施設における事業の範囲の拡大が適当と認めるときは、事前協議を終了するものとする。

(1) 協議者から第16条第3項の規定による報告があった場合

(2) 協議者から第17条第2項の規定による報告があった場合又は協議者が第17条第3項の規定により同条第1項の規定による協定の締結を要しないものとされた場合

2 知事は、前項の規定により事前協議を終了したときは、その旨を協議者に通知するものとする。

(事前協議の遵守)

第27条 前条第2項の規定による通知を受けた協議者は、当該事前協議に従い処理施設の設置等又は処理施設における事業の範囲の拡大を行うものとする。

(事前協議終了後の内容の変更)

第28条 協議者は、事前協議の終了後に当該事前協議の一部を変更（知事が適当と認める軽微な変更に限る。）しようとする場合においては、事前協議内容変更承認協議書（別記様式第7号）を所長を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の規定により事前協議の一部の変更を承認したときは、協議者に関係住民への周知等必要な手続について指示することができる。

(施設の承継に係る協議)

第29条 事業者、再生利用業者又は処理業者から処理施設を譲り受け、又は借り受けた者（相続又は合併により処理施設を取得した者を含む。）が当該処理施設を引き続き処理施設として使用しようとする場合は、知事に協議するものとする。ただし、当該処理施設を二親等以内の血族又は一親等以内の姻族から譲り受け、又は借り受けた場合は、この限りでない。

2 第7条から前条までの規定は、前項の規定による協議について準用する。ただし、知事が適当と認める場合は、第7条から前条までの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

第4章 工事完了報告書

(工事完了報告書の提出)

第30条 協議者は、当該事前協議に係る処理施設（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）の設置等に係る工事が完了したときは、工事完了報告書（別記様式第8号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の工事完了報告書を受領したときは、速やかに検査を行うものとする。

3 所長は、法第8条の2第5項、第15条の2第4項又は前項の検査を実施した後、遅滞なく、検査の結果を知事に報告するとともに、協議者に通知するものとする。

第5章 構造及び維持管理基準等

(構造基準の遵守)

第31条 処理施設並びに法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち処理施設でないもの（地方公共団体が設置するものを除く。）は、知事が別に定める廃棄物の処理施設の構造に関する基準に適合させるものとする。

(維持管理基準等)

第32条 事業者、再生利用業者及び処理業者は、廃棄物の処理を行う施設の維持管理に当たっては、知事が別に定める廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準（以下「維持管理基準」という。）を遵守するものとする。

(事故時の措置)

第33条 事業者、再生利用業者及び処理業者は、廃棄物の処理を行う施設及び廃棄物に関連する施設において故障、破損その他の事由により事故が発生したときは、直ちに応急の処置を講じるとともに、被害が周辺に及ぶおそれのある場合は、所長に通報するものとする。

2 事業者、再生利用業者及び処理業者は、前項の事故の拡大又は再発の防止のため知事が必要な措置をとるべきことを指示したときは、これに従うものとする。

(最終処分場の埋立処分完了報告)

第34条 事業者及び処理業者は、最終処分場（法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。）の埋立処分を終了したときは、その終了した日から30日以内に、所長を経由して知事に最終処分場埋立処分終了報告書（別記様式第9号）を提出するものとする。

2 知事は、法第9条第4項の規定による届出（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）又は前項の最終処分場埋立処分終了報告書を受理した場合には、事業者又は処理業者に対し、当該処分場の閉鎖について指示するものとする。

(最終処分場の閉鎖協議)

第35条 事業者及び処理業者は、最終処分場を閉鎖しようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

2 前項の規定による協議は、最終処分場閉鎖協議書（別記様式第10号）を所長を経由して知事に提出することにより行うものとする。

3 知事は、前2項の規定による協議があった場合において、当該最終処分場が維持管理基準に適合していると認めるときは、当該最終処分場の閉鎖を承認し、その旨を事業者又は処理業者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により知事又は所長がした承認、決定、指示、通知その他の行為（一般廃棄物の処理を行うための施設の設置等に係る行為を含む。）は、この要綱による改正後の栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定に基づいて、知事又は所長がした承認、決定、指示、通知その他の行為とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により知事又は所長に対してされている協議、申請、報告その他の行為（一般廃棄物の処理を行うための施設の設置等に係る行為を含む。）は、新要綱の相当規定に基づいて、知事又は所長に対してされた協議、申請、報告その他の行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱附則第3項の規定による事前協議書の提出がされている事前協議については、新要綱第16条及び第17条の規定は、適用しない。
- 5 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定による事前協議書の提出がされている事前協議（一般廃棄物の処理を行うための施設の設置等に係る事前協議を含む。）のうち、指定処理施設の設置等（法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による許可を必要とする場合を除く。）に係るものについては、新要綱第21条第1項の規定は、適用しない。

附 則（平成20年3月31日）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年10月22日）

- 1 この要綱は、平成21年10月23日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際現にこの要綱による改正前の栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱の規定により事業計画書が提出されている最終処分場の設置に係る距離制限については、なお、従前の例による。

附 則（平成23年3月31日）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月17日）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。